

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税の減免について

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減免方法

- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※ …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳などの出産の予定日が分かる書類
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類。
- ③ 単胎妊娠又は多胎妊娠の別が分かる書類

減免の内容

- 出産する（した）国民健康保険の被保険者本人の国民健康保険税のうち、対象期間分の所得割額と均等割額が減免されます。
- 免除対象期間の途中に転出等の異動をした場合、異動前後の市町村で届出が必要です。
- 免除対象月が年度をまたぐ場合、それぞれの年度の保険税を減額します。

届出先

奈井江町役場 町民生活課医療保険係 TEL 0125-65-2113